

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	1
公 告	
○宅地建物取引業法による処分 (住 宅 課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	1

告 示

高知県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年2月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年2月1日	株式会社彩り 高知市朝倉丙1992番地2	ヘルパーステーション彩り 越知町越知丙737番地 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第81号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成25年2月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定区域
南国市白木谷字西ノ瀧3630番の一部
- 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第82号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年2月9日から施行する。

平成25年2月8日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	高岡支所	〃	〃
	〃	北原	〃	〃
	〃	戸波	〃	〃

」	を			
「	〃	戸波支所	〃	〃
	」	に改める。		

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 処分をした年月日
平成25年2月1日
- 処分を受けた宅地建物取引業者
(1) 商号又は名称

- スイート住宅
(2) 代表者の氏名
高橋 昌弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
高知市一宮徳谷1番11号
 - (4) 免許証番号
高知県知事（4）第2310号
 - (5) 免許年月日
平成24年4月30日
- 3 処分の内容
法第65条第2項第2号の規定に基づく宅地建物取引業の免許による業務の全部の停止（平成25年2月2日から同月16日までの15日間）
- 4 処分の理由
スイート住宅代表者高橋昌弘は、少なくとも平成15年9月21日から平成24年2月21日までの長期的間、その主たる事務所に専任の取引主任者が常勤していないにもかかわらず、宅地建物取引業を営んだ。また、スイート住宅が行った賃貸借契約の媒介において、重要事項の説明を取引主任者でない代表者高橋昌弘が自ら行った。
このことは、法第15条第3項及び第35条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年2月8日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
据置型デジタル式乳房用X線診断装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年1月15日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社キタムラメディカル高知営業所 高知市葛島四丁目10-26
- 随意契約に係る契約金額
33,915,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1
項第8号に該当するため